

海外フィールドスタディ(FS)

奨励金制度のお知らせ

2012年度より、海外FSに参加する学生への奨励金の支給制度が設けられました。

- ◆ 奨励金制度は、より多くの学生に海外FSに参加する機会を提供することを目的として設けられました。
- ◆ 制度概要と利用の主な条件は以下のとおりです。

【制度概要】

(ア)給付願資格:海外FSに参加許可された者。

- 海外FSに参加許可された者は奨励金願書等を提出します。同時に、奨励金振込口座等の登録もします。

(イ)給付額:海外FSにかかる研修費、渡航費、宿泊費(コースによって異なります)の50%もしくは9万円のいずれか少ない方を上限。

- 研修費用が18万円以上かかるコースの場合は、9万円が、18万円未満の場合は当該費用の50%が、それぞれ上限として支給されます。

(ウ)給付時期:研修修了後(奨励金の支給は後払い)

- 奨励金は、海外FSからの帰国後に事後学習や報告会への参加、報告書の提出など所定の学習(コースによって異なります)を終えたのちに、登録した口座に振り込まれます。(従って、所要研修費用全額を一旦はみなさんが支払う必要があります。)

(エ)支給を受けられるのは在学中に1回のみ

- 複数回の海外FS参加は認められていますが、奨励金支給を受けられるのは在学中に1回のみです。参加希望コースを選定する際には、この点に留意してください。

【注意点】

- 1) II期(春)開催のフィールドスタディに参加する4年生でその年度に卒業する学生は単位を修得できません。また、奨励金給付の対象外となります。

2)海外F Sに参加許可された者は奨励金給付願資格が与えられますが、以下のような事由に該当すると、給付資格の喪失や、給付決定の取消等の対象となり、奨励金の給付を受けられません。また過去に給付を受けていた場合は、返還を求められることもあります。

- ア) 事前学習／事後学習への出席、報告書作成等の義務（コース毎に設定）を怠った場合
- イ) 海外F Sに参加できなかった場合
- ウ) 奨励金願書等に虚偽があった場合
- エ) 休学、退学、除籍等

【2012 年度実施予定の海外 F S】（詳細は各コースの企画書にて確認すること）

実施時期	行先・担当教員名	事前説明会
I 期（夏）	スリランカ （武貞／吉田）	4/25（水） 4/30（月） 5/11（金） いずれかに参加のこと
II 期（春）	ドイツ／オランダ （岡松／武貞）	前期：5/9（水） 後期：未定（決定次第揭示）
	オーストラリア （ストックウェル/長峰）	未定（決定次第揭示）

参加希望の学生は各コースの事前説明会に参加してください。奨励金制度について説明します。現時点で説明会日時が未定のコースについては教員掲示板にてお知らせします。

【参考】今後 2 年間で実施検討中の海外 FS コース（変更される場合があります）

<2013 年度 計 5 コース>

I 期（夏）	中国（担当者未定）
	アジアの途上国 1（担当者未定）
	アジアの途上国 2（担当者未定）
II 期（春）	ドイツ（辻）
	オーストラリア（ストックウェル/長峰）

<2014 年度 計 3 コース>

I 期（夏）	アジアの途上国（担当者未定）
II 期（春）	ドイツ／オランダ（岡松／武貞 or 担当者未定）
	オーストラリア（ストックウェル/長峰）

2012 年 4 月 25 日 人間環境学部担当